

住田町週休2日工事実施要領

令和6年4月24日制定

(目的)

第1 本実施要領は、週休2日を確保する工事（以下「週休2日工事」という。）を実施するために必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 週休2日相当とは、土日に限定せず、現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上であることをいう。
- (2) 現場閉所日とは、予め定めた休工日であり、1日を通していずれの現場作業も実施しない日のことをいう（ただし、巡回パトロールや保守点検等の現場管理上必要な作業を除く）。
- (3) 作業期間とは、実工期から準備及び後片付け、特記仕様書で定める連休等（ゴールデンウィーク、お盆休暇、お正月休暇）の期間を除いた期間をいう。
- (4) 実工期とは、工事開始日（余裕期間が終了した日）から工事完成日（受注者が工事完成届を提出する日）までの期間をいう。
- (5) 発注者指定型とは、発注者が、週休2日相当に取組むことを指定する方式である。
- (6) 週休2日交替制とは、技術者及び技能労働者が交替しながら休日を確保する取組をいう。
- (7) 週休2日交替制における週休2日相当とは、休日率（対象期間内に現場に従事した施工体制台帳上の元請け及び下請け全ての技術者及び技能労働者の休日日数の割合の平均（以下、「休日率」という。））が28.5%（8日/28日）以上であることをいう。

(対象工事の選定)

第3 発注者は、全ての工事を週休2日工事の対象として発注することを原則とする。なお、発注者が週休2日工事に適さないと判断した工事は除く。

2 発注型式は、週休2日工事（発注者指定型）とする。なお、社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事については、週休2日交替制工事（発注者指定型）を選定できるものとする。

【第 I 編】 週休 2 日工事（発注者指定型）

（実施手続）

第 4 発注者は、特記仕様書に「週休 2 日工事（発注者指定型）」の対象であることを明示するものとする。

2 週休 2 日の取扱いは以下のとおりとする。

- (1) 施工計画書（当初）に、具体的実施日を記載し提出すること。
- (2) 週休 2 日の取組の対象期間は、作業期間内とする。
- (3) 受注者は、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場や現場事務所を閉所するものとする。
- (4) 橋りょう上部工工事、機械設備工事、電気通信設備工事等の工場製作期間と現場据付期間を有する工事においては、現場据付期間のみを対象期間とする。
- (5) 対象期間中は、休工日を明示した実施工程表を作成し、履行報告時に監督職員に提出するものとする。
- (6) 現場特性、天候、その他やむを得ない事情により、作業予定日を休工日とした場合は、当該作業予定日を休工日に振り替えることができる。この場合、振替作業日以降の修正工程表を速やかに監督職員に提出するものとする。
- (7) 災害時等の緊急対応及び品質管理・安全管理のために連続して行う必要がある作業等、やむを得ず休工日に作業する場合は休工日を翌日以降の作業予定日に振り替えるものとする。
- (8) 工事施工中に生じた災害や予期しない現場条件の変化等、受注者の責によらない事情により現場閉所が困難となった場合は、監督職員と協議により週休 2 日交替制工事に変更することができる。
- (9) 夜間作業など、出勤から作業終了まで曜日を跨ぐ場合、作業終了時間から 24 時間以上の現場閉所を確保できれば、現場閉所を開始した曜日を現場閉所日と取り扱うことができる。

3 休工日において、以下の場合は、現場閉所日として取り扱うことができる。

- (1) 発注者が緊急の作業を要請した場合
- (2) 現場見学会等の対応を行った場合
- (3) 現場状況から交通規制が必要となり、交通誘導員を配置するものの、その他の一切の現地作業を行わない場合。

4 受注者は、別紙 1 を参考に、週休 2 日工事である旨を工事掲示板等の公衆が見やすい場所に掲示するものとする。

5 週休 2 日工事（発注者指定型）において交替制による週休 2 日工事を実施する場合、

受注者は、施工計画書（当初）の提出前に、現場閉所が困難となる理由を示し、交替制による週休2日の実施について監督職員と協議するものとする。

（発注者の責務）

第5 発注者は、週休2日工事の実施に当たり取組の支障とならないよう、ウィークリースタンスの基本理念に基づいた対応等を実施するものとし、特に全体工程に影響を与える工事立会や協議等については、迅速に対応するよう努めるものとする。

2 発注者は、債務及び繰越等の活用による工期の平準化や余裕期間制度を活用するとともに、週休2日の実現に当たり適切な工期設定を行うよう努めるものとする。

3 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休工日に作業が発生するような指示等は行わないものとする。

（週休2日の実施報告）

第6 受注者は、週休2日の取組結果について、工事完成届を提出する日の20日前（土日等含む）までに、現場閉所日が記載された実績工程表を監督職員に提出するものとする。

2 受注者は、休日が確保されていることがわかる資料（作業日報や週報、出勤簿等のいずれか）を監督職員に提示するものとする。

（工事成績評定における評価）

第7 明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合、発注者は、工事成績評定において減点評価を行うものとする。

（工事費の積算）

第8 当初の予定価格の算定において、それぞれの経費に第2項で定める補正係数を乗じるものとする。ただし、精算時における現場閉所の達成状況を確認した結果、4週8休未達となった場合は、全ての補正係数分を減額して契約変更を行うものとする。

なお、市場単価方式における補正については、市場単価方式の補正係数を乗じるものとする。

2 補正係数

(1) 一般公共、電気設備、機械設備

補正係数	現場閉所の達成状況
	4週8休以上 (28.5%以上)
労務費	1.05
機械経費（賃料）	1.04
共通仮設費率	1.04
現場管理費率	1.06

(2) 営繕工事

補正※係数	現場閉所の達成状況
	4週8休以上 (28.5%以上)
労務費（複合単価の 労務費）	1.05

※市場単価及び物価資料の掲載価格の労務費の補正については、別紙2によるものとする。

(3) 市場単価方式

名称	区分	現場閉所の 達成状況	名称	区分	現場閉所の 達成状況
		4週8休以上 (28.5%以上)			4週8休以上 (28.5%以上)
鉄筋工		1.05	道路付属物設置工	設置	1.02
ガス圧接工		1.04		撤去	1.05
インターロッキング ブロック工	設置	1.02	法面工		1.02
	撤去	1.05	吹付砕工		1.03
防護柵設置工 (ガードレール)	設置	1.01	鉄筋挿入工 (ロックボルト工)		1.03
	撤去	1.05		道路植栽工	植樹
防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	1.01	剪定		1.05
	撤去	1.05	公園植栽工		1.05
防護柵設置工 (横断・転落防止 柵)	設置	1.04	橋梁用伸縮継手装置 設置工		1.02
	撤去	1.05	橋梁用埋設型伸縮継 手装置設置工		1.04
防護柵設置工 (落石防護柵)		1.02	橋面防水工		1.02
防護柵設置工 (落石防止網)		1.03	薄層カラー舗装工		1.01
道路標識設置工	設置	1.01	グルーピング工		1.01
	撤去 移設	1.04	軟弱地盤処理工		1.02
			コンクリート表面処 理工（ウォータージ ェット工）		1.01

【第Ⅱ編】週休2日交替制工事（発注者指定型）

（実施手続）

第9 発注者は、特記仕様書に「週休2日交替制工事（発注者指定型）」の対象であることを明示するものとする。

2 週休2日の取扱いは以下のとおりとする。

- (1) 施工計画書に、交替制による週休2日確保を実施する旨を記載し提出すること。
- (2) 週休2日交替制の取組の対象期間は、作業期間全体とする。

- (3) 対象期間中は、実施工程表に休日率を明示し、履行報告時に監督職員に提出するものとする。
 - (4) 橋りょう上部工工事、機械設備工事、電気通信設備工事等の工場製作期間と現場据付期間を有する工事においては、第Ⅰ編の規定による。
 - (5) 現場特性、天候、その他やむを得ない事情により、作業予定日を休日とした場合は、当該作業予定日を休日に振り替えることができる。
 - (6) 災害時等の緊急対応及び品質管理・安全管理のために連続して行う必要がある作業等、やむを得ず休日に作業する場合は休日を翌日以降の作業予定日に振り替えてきるものとする。
 - (7) 休日に発注者が緊急の作業を要請した場合や現場見学会等の対応を行った場合は、休日として取り扱うことができる。
- 3 工事掲示板等への掲示については、第Ⅰ編の規定による。
- 4 週休2日交替制工事（発注者指定型）において現場閉所による週休2日を実施する場合、受注者は、施工計画書（当初）の提出前に、現場閉所による週休2日の実施について監督職員と協議するものとする。

（発注者の責務）

第10 発注者の責務については、第Ⅰ編の規定による。

（週休2日の実施報告）

- 第11 受注者は、週休2日の取組結果について、工事完成届を提出する日の20日前（土日等含む）までに、休日率が記載された実績工程表を監督職員に提出するものとする。
- 2 受注者は、技術者及び技能労働者の休日率の達成状況が確認できる既存資料等（出勤簿、工事日誌、休日実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）を監督職員に提示するものとする。

（工事成績評定における評価）

第12 工事成績評定における評価については、第Ⅰ編の規定による。

（工事費の積算）

- 第13 当初の予定価格の算定において、それぞれの経費に第3項で定める補正係数を乗じるものとする。ただし、精算時における休日率の達成状況を確認した結果、4週8休未満となった場合は、全ての補正係数分を減額して契約変更を行うものとする。

休日日数の割合（％）＝ 当該工事における休日日数／作業期間*

※下請けの場合、作業期間は施工体制台帳上の工期から対象外の期間を除いて設定

する。

【休日日数の割合の平均（休日率）の算出例】

業者	氏名	工期日数	休日日数	休日日数の割合	平均
A建設	●●	300	90	30.0%	28.9%
	■■	300	80	26.7%	
	◆◆	300	84	28.0%	
	▲▲	300	90	30.0%	
B建工（一次下請）	○○	200	60	30.0%	
C電設（二次下請）	□□	200	65	32.5%	
	××	100	25	25.0%	
					4週8休以上

工事着手前に確認

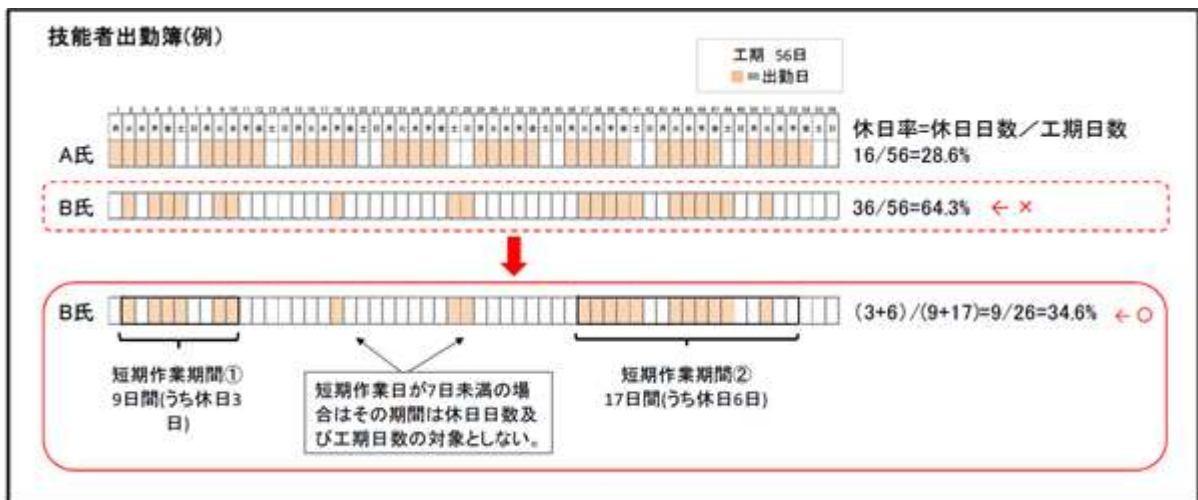
工事完成時に確認

（表中の工期日数を作業期間と置き換えるものとする）

（引用：国土交通省東北地方整備局 週休2日交替制モデル工事の試行における東北地方整備局の運用方針から）

- 2 短期作業期間が偏在する作業形態の作業員については、短期作業期間のみを合計した期間を集計期間とし、短期作業期間と短期作業期間の間の作業のない中抜け期間は休日日数を算出する際の休日日数及び作業期間の対象としない。短期作業期間の定義は、作業日が7日以上ある場合とし、作業日が7日未満の場合は週休2日が成立しないことから、その期間は休日日数及び作業期間の対象としない。

【短期作業期間が偏在する作業形態の作業員における休日日数の割合の算出例】



（図中の工期日数を作業期間と置き換えるものとする）

（引用：国土交通省東北地方整備局 週休2日交替制モデル工事の試行における東北地方整備局の運用方針から）

3 補正係数

(1) 一般公共、電気設備、機械設備

補正係数	休日率の達成状況
	4週8休以上 (28.5%以上)
労務費	1.05
現場管理費率	1.03

(2) 営繕工事

第1編の規定による。

(その他)

第14 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、別段の定めがあるものを除き、令和6年度以降の工事に適用する。

工事現場における週休2日工事実施明示の例

この工事は、住田町週休2日工事です。
建設現場の働き方改革を推進するため、土曜・日曜・祝日の休工に取り組んでいます。

受注者 ○○建設(株)
電 話 0190-00-0000

工事現場における週休2日交替制工事実施明示の例

この工事は、住田町週休2日交替制工事です。
建設現場の働き方改革を推進するため、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保に取り組んでいます。

受注者 ○○建設(株)
電 話 0190-00-0000

(別紙2)

営繕工事等における市場単価及び物価資料の掲載価格の労務費の補正

1. 「営繕工事 市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格」の補正方法

市場単価と補正市場単価は、以下の表A-2、表E-2及びM-2の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】

- ・市場単価 × 改修補正率
- ・補正市場単価 × 改修補正率

(参考)

「基準単価」、「基準補正単価」とは、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8(3)による。

執務並行改修の場合の基準補正単価は、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8(3)ロ. 基準補正単価の表A-1、表E-1及び表M-1の「市場単価及び補正市場単価改修補正率」によらず、表A-2、表E-2及びM-2の改修補正率を用いた上記の式により市場単価（または補正市場単価）を補正して算定すること。

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を、以下の表の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

物価資料の掲載価格 × 新営補正率

【全館無人改修、執務並行改修の場合】

物価資料の掲載価格 × 改修補正率

表 A-2 建築工事の補正率

工種	摘要	4週8休以上	
		新営 補正率	改修 補正率
仮設工事		1.03	1.03
土工事		1.03	1.03
地業工事		1.03	1.03
鉄筋工事		1.04	1.04
コンクリート工事		1.04	1.04
型枠工事		1.03	1.03
鉄骨工事		1.04	1.04
既製コンクリート		1.03	1.03
防水工事	市場単価	1.02	1.09
防水工事(シーリング)	市場単価	1.04	1.17
防水工事	物価資料	1.02	1.02
石工事		1.02	1.02
タイル工事		1.03	1.03
木工事		1.02	1.02
屋根及びとい		1.02	1.02
金属工事	市場単価	1.02	1.11
金属工事	物価資料	1.02	1.02
左官工事(仕上塗材仕上)	市場単価	1.04	1.04
左官工事(仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.04	1.18
左官工事	物価資料	1.04	1.04
建具(ガラス)	市場単価	1.02	1.12
建具(シーリング)	市場単価	1.04	1.19
建具	物価資料	1.02	1.02
塗装工事	市場単価	1.04	1.18
塗装工事	物価資料	1.04	1.04
内外装工事	市場単価	1.03	1.15
内外装工事(ビニル系床材)	市場単価	1.02	1.10
内外装工事	物価資料	1.03	1.03
内外装工事(ビニル系床材)	物価資料	1.02	1.02
ユニットその他		1.01	1.01
排水工事		1.03	1.03
舗装工事		1.02	1.02
植栽及び屋上緑化		1.03	1.03

※「市場単価」: 市場単価及び補正市場単価、「物価資料」: 物価資料の掲載価格の補正率を示す。なお、記載がない項目は市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。

表 E-2 電気設備工事の補正率

工種	摘要	4週8休以上	
		新営 補正率	改修 補正率
配管工事	電線管、2種金属線び 及び同ボックス	1.04	1.22
	ケーブルラック	1.03	1.17
	位置ボックス及び 位置ボックス用ボンディング	1.03	1.21
	プルボックス	1.02	1.15
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.03	1.16
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用 (電動機その他接続材 工事)	1.01	1.06
	金属製可とう電線管	1.03	1.17
配線工事	600V絶縁電線及び 600V絶縁ケーブル	1.03	1.20
接地工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票(金属製)	1.03	1.03

表 M-2 機械設備工事の補正率

工種	摘要	4週8休以上	
		新営 補正率	改修 補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音 内貼	1.03	1.18
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び 低圧チャンパー類	1.03	1.18
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、 ダンパー等の取付手間のみ	1.04	1.25
衛生器具設備 (ユニットを除く)	取付手間のみ	1.04	1.25